

ものにすぎず、「特定電気通信」には含まれない。

特定電気通信は、特定電気通信設備（第2号：特定電気通信の用に供される電気通信設備）の記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信される形態で行われるもの（蓄積型）と特定電気通信設備の送信装置に入力された情報が不特定の者に送信される形態で行われるもの（非蓄積型）がある。蓄積型に該当するものは、ウェブページ、電子掲示板、いわゆるインターネット放送（オンデマンド型のもの）など、非蓄積型に該当するものは、いわゆるインターネット放送（リアルタイム型のもの）などが考えられる。

「不特定の者によって受信されることを目的」とするか否かについては、送信に關与する者の主観と関わりなく、その態様から客観的、外形的に判断されるものである。

## ② 「公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信」

「公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信」とは、放送法（昭和25年法律第132号）第2条第1号で定義される放送（＝公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信）、有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条第1項で定義される有線放送（＝公衆によって直接受信されることを目的とする有線電気通信の送信）及び電気通信役務利用放送法（平成13年法律第85号）第2条第1項で定義される電気通信役務利用放送（＝公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信であって、その全部又は一部を電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用して行うもの）を含む広い概念であり、いわゆる広義の「放送」のことである。放送に該当する電気通信の送信については、放送法、有線テレビジョン放送法、電気通信役務利用放送法等において、別途の規律が図られており、本法律の対象とする必要はないことから、本法律において対象とする通信から除くこととしている。

## 2 第2号 特定電気通信設備

### (1) 趣旨

本号は、特定電気通信の用に供される電気通信設備を「特定電気通信設備」として定義したものである。

### (2) 用語の説明

#### ① 「特定電気通信の用に供される電気通信設備」

「用に供される」とは、何々の用途に当てられる、何々のために用いられるの意味であり、「特定電気通信の用に供される電気通信設備」とは、特定電気通信を行うに当たり用いられる電気通信設備をいう。具体的には、蓄積型の特定電気通信において用いられるウェブサーバや非蓄積型の特定電気通信において用いられるストリームサー